

お 知 ら せ
令和 8 年 5 月 1 日

令和 8 年度診療報酬改定に係る特定器材マスターの変更等について

今般、令和 8 年度診療報酬改定に伴う材料価格基準改定により、次のとおり特定器材マスターを更新しましたのでお知らせします。

○ マスターファイルの変更点等

現時点におけるマスターファイルの変更点並びに対応状況は次のとおりです。

項番	項目名	内容	備考
17 18	金額種別 —(旧点数)— 旧点数 予備	金額種別（旧点数）、旧点数を廃止し予備へ変更する	
26	公表順序番号		5月1日更新
38	再製造単回 使用医療機 器使用加算	再製造単回使用医療機器使用加算であるか否かを表す。 000：再製造単回使用医療機器以外 001：体外式ペースメーカー用カテーテル電極（再製造・冠状静脈洞型） 002：再製造単回使用医療機器使用加算（体外式ペースメーカー用カテーテル電極（再製造・房室弁輪部型）） 003：体外式ペースメーカー用カテーテル電極（再製造・房室弁輪部型） 004：心腔内超音波プローブ（再製造・磁気センサー付き）	特掲診療料第 10 部 手術の通則 21 の追 加に基づき追加